

## 2 大田 勤 議員



- 1 泊原発防潮堤この高さでは津波を防げない 道発表の津波高では設計変更が必要
- 2 道が公表した地震・津波被害想定や能登半島地震の教訓を取り入れ 防災資機材・トイレ確保に力を入れるべきでは
- 3 道の大地震・津波被害想定を考慮したら 泊原発再稼働などあり得ない

### 1 泊原発防潮堤この高さでは津波を防げない 道発表の津波高では設計変更が必要

原子力規制委員会は今夏にも泊原発3号機の再稼働審査に正式合格を出す見通しと報道され、知事は再稼働に同意するかを判断する際に北電の対応を重視する考えを示していると伝えられている。

泊原発の防潮堤を2023年度まで取り壊し、新たな防潮堤を建設すべく工事を行い、高さを16.5mから裕度を持って19mに変更するため1,800億円を費やしています。

しかし6月3日、北海道が発表した、日本海沿岸の地震・津波被害想定では泊村の最大津波高は19.3mで12分後に泊村に到着すると予想されている。

令和5年8月21日、北電が規制委員会へ防潮堤の構造成立性評価方針、基本方針のうち解析条件の変更点他で、解析条件を津波条件を踏まえた設計方針、防潮堤の高さ防潮堤の評価に用いる津波波力等を説明している。

1,800億円かけて造り直す泊原発の19mの防潮堤で津波から守れるのか。

規制委員会が認めた裕度を持った19mの防潮堤では、北海道が発表した津波想定19.3mの津波は防げない。

北電が説明する趣旨の中に構造成立性評価の基本方針のうち解析条件の変更について、至近の基準津波の審査状況により、新たな防潮堤高を設定することから基準津波高に伴う変更点を説明している。

新たな知見が6月3日に公表された。当然、新知見を取り入れた防潮堤工事は設計変更になるのではないのか。

地震に伴う津波と地震以外の要因に伴う津波の組み合わせ評価を踏まえ、高潮による潮位変動も考慮し、設計の考え方では津波の不確定性や今後の知見拡充に対するリスクを考慮して従来よりも裕度を増して設計を行い、16.5mから約3.3mの裕度をもって19mに変更したと説明している。

規制委員会が認めた裕度を持った19mの防潮堤は何を根拠にしていたのですか。

提出された計画を自ら確かめもしない規制委員会は再稼働推進委員会となり住

民の信頼を得ることはできないと思いませんか。

工事中の防潮堤高では、津波を防ぐことができないため以下の設計変更が必要では。下部コンクリートとセメント改良土の間にある高強度部の補強変更。アンカーボルトの仕様変更。津波高や漂流物荷重の作用位置、止水目地の設計変更など必要となるのではないのか。

町長は、津波が防げない防潮堤工事を進める北電や建設を認めた規制委員会に何のアクションも起こさないのか。

防潮堤の高さはこのままで工事を進め再稼働を認めるのですか。

津波対策など地域住民の不安や疑問は何ら解決されず、規制委員会の再稼働合意など認められません。

町長の所見を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1項めの、泊原発の19mの防潮堤で津波から守れるのかについてと、2項めの、新知見を取り入れた防潮堤工事は設計変更ではないのかについてと、5項めの、工事中の防潮堤高では津波を防ぐことはできないため、下部コンクリートとセメント改良土の間にある高強度部の補強変更、アンカーボルトの仕様変更、津波高や漂流物荷重の作用位置、止水目地などの設計変更が必要になるのではないのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

この度北海道により公表された、日本海沿岸の地震・津波被害想定は、日本海沿岸で最大クラスの地震・津波が発生した際に想定される具体的な被害を算定して、その規模等を明らかにすることにより、道民に日頃から災害に備えることの重要性を周知するとともに、それぞれの地域における防災対策の立案と今後策定する減災対策の基礎資料とすることを目的としたものと認識しております。

この想定における津波については、北海道の津波浸水想定設定ワーキンググループが、平成29年2月に設定、公表した北海道日本海沿岸の津波浸水想定等の結果を用いており、新たな津波高などの想定が公表されたものではありません。

そのため、泊村の最大津波高は19.3mとされておりますが、これは茂岩地区付近における想定であり、泊発電所が所在する地点の津波高は8mであるため、19.3mの津波が泊発電所に到来する想定ではないものであります。

また、北電によりますと泊発電所の基準津波の策定過程において、北海道が想定した津波高の8mよりも、自社評価である発電所敷地前面における最大水位上昇量15.68mの方が高くなっていることを確認し、その旨、審査会合において原子力規制委員会にも説明されているとのことであり、今回の北海道の被害想定公表による泊発電所の津波評価や新たな防潮堤への設計には影響はないものと認識しております。

3項めは、規制委員会が認めた裕度を持った19mの防潮堤は何を根拠にしていたのかについてであります。

北電によりますと、基準津波の敷地前面における最大水位上昇量15.68mに、潮位のばらつきや、地震による敷地内の沈降量、最大水位上昇量に対する防潮堤高さの余裕などを考慮した結果、海拔19mと設定したものと伺っております。

4項めは、提出された計画を自ら確かめもしない規制委員会は再稼働推進委員会となり住民の信頼を得ることはできないと思わないのかについてであります。

規制委員会の内部における確認体制等について、本町が申し述べる立場にはありませんが、新規制基準適合性審査につきましては、原子力災害対策指針の目的である、住民の生命及び身体の安全の確保に沿って、厳正な審査が行われているものと認識しております。

6項めの、町長は津波が防げない防潮堤工事を進める北電や建設を認めた規制委員会に何のアクションも起こさないのか、防潮堤の高さはこのままで工事を進め再稼働を認めるのかについてと、7項めの、津波対策など地域住民の不安や疑問は何ら解決されず、規制委員会の再稼働合意など認められない。町長の所見はについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

この度、北海道が公表した地震・津波の被害想定のうち、泊村の最大津波高19.3mは茂岩地区付近の想定であり、泊発電所の所在する地点の津波高は

8 mとされていることから、19.3 mの津波が泊発電所に到来する想定ではないものと認識しており、この公表結果をもって、現時点では防潮堤の高さ等の津波対策について、町から北電に対し、アクションを起こす考えはありませんが、原子力の安全性の問題については、国及び電力事業者が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくことが重要と考えており、今後につきましても、地域住民の不安や疑問について真摯に向き合い、解消に努めていただくよう要望してまいります。

## < 再 質 問 >

泊村の最大津波高は、19.3mとされているが、茂岩地区付近における想定で、19.3mの津波が泊発電所に到来する想定ではないと認識していると答弁しています。

しかし自然は想定外のことを行うものです。規制委員会は安全の確保に沿って、厳正な審査が行われていると認識しているのでアクションを起こす考えはないと答弁をしました。

北海道電力は、泊発電所の防潮堤の建設では津波対策として構造成立性評価断面の変更を規制委員会に説明しています。

今回、追加した変更は、防潮堤前面に作用する津波波力、防潮堤背面に作用する土圧、防潮堤の高さ、岩盤掘削の有無を説明し、防潮堤高さの変更に伴う構造成立性評価への影響、許容限界を満足できない場合の裕度向上対策を自信を持って説明し規制委員会も認めたものです。2024年9月、原子力規制委員会、委員を退任した石渡 明氏のインタビュー記事が報道され、泊原発3号機に原子炉設置変更許可の見込みとして、泊原発は安全だと言えるかの問いに、我々は審査に通った原発が絶対安全だとは一度も言ったことはない。バックフィット制度は、新規制基準も関連の規則も完全ではないという意味だ。

規制委の合格を、お墨付きとみる関係者もいるがには、お墨付きと言われるのは困ります。神社やお寺のお札程度と思った方がいいですよと応えています。規制委員会への信頼が崩れ落ちる発言です。安全性に責任を持たない規制委員会の姿勢が垣間見えると思いませんか。

6月3日の原子力発電所問題特別委員会・現場説明でも、19mの防潮堤の高さ変更はないのかの問いに、技術者が大丈夫と自信を持って説明していました。津波や地震に対する被害想定、前提条件や、活断層評価など科学者や専門家の知見をしっかりと取り入れた評価を受け入れず、安全を守る姿勢の欠如が北電にあると思いませんか。

答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

1 項めは、安全性に責任を持たない規制委員会の姿勢が垣間見えると思わないか、についてであります。規制委員会の内部における確認体制等や各委員の発言等については、本町が申し述べる立場にはありませんが、新規制基準適合性審査につきましても、原子力災害対策指針の目的である、住民の生命及び身体の安全の確保に沿って、厳正な審査が行われているものと認識しております。

2 項めは、科学者や専門家の知見をしっかりと取り入れた評価を受け入れず、安全を守る姿勢の欠如が北電にあると思わないか、についてであります。

原子力の安全性の問題については、国及び電力事業者が責任を持って丁寧な説明を行い、国民の理解と信頼を得ていくことが重要と考えており、今後につきましても、地域住民の不安や疑問について真摯に向き合い、解消に努めていただくよう引き続き要望してまいります。

## 2 道が公表した地震・津波被害想定や能登半島地震の教訓を取り入れ 防災資機材・トイレ確保に力を入れるべきでは

令和7年度町政執行方針の地域防災対策では、台風、地震など多発化、大規模化する有事に備え、実践的な防災訓練や防災出前講座などを通じて、防災、減災意識の向上を図る。避難所は円滑な開設・運営のため防災資機材や非常用備蓄品の計画的な整備を進めるとしている。

昨年度までに円滑な開設、運営のため防災資機材や非常用備蓄品は何を計画的に整備したのか。

町の令和7年度地域防災対策として、災害時対応備品購入事業189万8千円を計上している。今年度の、町の災害時対応備品は何をそろえるのか。

小型トイレカー1台、1,037万1,150円のうち消費税94万円で株式会社北海道モリタと仮契約を結んだ。小型トイレカー購入は災害時の簡易トイレとして訓練や他の行事にも利用するためと説明をした。

小型トイレカーの主要諸元など仕様内容は、被災時に利用できる人数の想定値は。

6月3日、北海道が公表した日本海沿岸でマグニチュード7を超える大地震、津波が発生した場合の被害想定で北海道西方沖、F12冬、夕方での想定は、上水道、利用困難人数、直後8,400人、2日後で5,900人、下水道、利用困難人数、直後で1,000人。

被災市町村の作業人員の1/4で復旧は2から3週間程度。1/2で1週間程度と予測されている。

町が備える災害時でのトイレ数は。町の避難者収容25施設では収容可能人数23,900人とあり、作業人員の1/4で復旧まで2から3週間ですが、この間下水道や上水道が復旧するまでのトイレ対策を町はどのように考えているのか。

経済産業省では1人あたり35回分、7日分の災害時トイレの備蓄が必要と説明。トイレの備蓄1人あたり5回×国が推奨する日数7日で1週間分です。

また内閣府では、市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえた、災害発生当初は、避難者約50人当たり1基。その後、避難が長期化する場合は、約20人当たり1基。トイレの平均的な使用回数は、1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいとしています。

こうしたトイレ確保計画は作成していますか。

東小学校収容人数2,687人、岩内高校3,914人、西小学校3,584人、第一中学校2,715人、第二中学校3,421人の計16,321人が小中高など学校関係避難者収容施設の人数です。

町は、国連等における基準を踏まえ、経産省の災害発生に備えて準備するトイレ対策が必要ではないのか。災害発生に備えて準備が必要なトイレの数の試算は。

こうした収容施設にも利用されている学校。学校の統廃合で地域住民への対策は考えてるのか。

トイレの調達や、し尿処理に関する民間事業者との連携など災害時における仮設簡易トイレの設置協力に関する協定書など結んでいるのか。

内閣府の避難所におけるトイレの確保、管理ガイドラインでは、災害時のトイレの確保や管理にあたっては、トイレの設置場所や防犯対策等について、障害者や女性の意見を積極的に取り入れるとともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するように努めるべきとあるが、こうした対応は考えているのか。

内閣府は2024年報告では、1月2日には石川県内で40,688人が一次避難所に避難していた。

また、地震によって能登半島全体では最大で約11万戸が断水した。避難所においてもトイレの水は流れず、あるいは排水できなかったため、1月2日の段階で、すでに多くのトイレが、あるいはトイレでないところでも小便・大便で溢れていたと考えられる。

能登半島地震の被災地の避難所トイレの課題と備えとして、大正大学地域創生学部地域創生学科、岡山朋子氏のレポートは、発災後の最初の大便をどうするかという視点で市民への携帯トイレの備蓄を促すとともに、避難所での携帯トイレの備蓄を進めてほしいと現地を見ての報告としている。

町の地域防災計画計画編、地震・津波防災計画編、資料編には仮設トイレや簡易トイレなどの記述がありません。防災資機材の整備状況はトイレの必要性が欠如しています。能登半島地震やハザードマップでの津波、大地震の想定を取り入れ防災資機材の確保に力を入れるべきではないのか。

町長の所見を求めます。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、昨年度までに円滑な開設・運営のため防災資機材や非常用備蓄品は何を計画的に整備したのかについてであります。

本町ではこれまで災害時における避難所の機能確保のため、災害時対応備品については、岩内町非常用備蓄品備蓄計画に基づき、概ね3日目までに必要な保存食、保存水のほか、生活において最低限必要となる段ボールベッドや簡易間仕切り、停電時対策として非常用発電機、断水時用ポータブルトイレなど、その時々状況を踏まえながら、計画的に整備してきたところであります。

2 項めは、今年度、町の災害対応備品は何をそろえるのかについてであります。

令和7年度予算において購入予定の災害時対応備品につきましては、保存食、保存水、非常用排便収納袋、断水時用ポータブルトイレなどのほか、本年5月臨時議会において承認いただいたトイレカーなどの購入を予定しております。

3 項めは、小型トイレカーの主要諸元など仕様の内容、被災時に利用できる人数想定値はについてであります。

本年度購入予定のトイレカーにつきましては、小型自動車に艀装を施し、車両とトイレが一体化したものとなっており、主な仕様としましては、乗車定員が2名、トイレ設備としては、ウォシュレット機能付きの洋式水洗トイレと手洗い場を備えており、その他、手洗いや排水時に必要となる給水タンクや便槽タンクのほか、トイレ室のサブバッテリーを充電するための太陽光発電機能などを備えております。

また、災害時に利用できる人数の想定値につきましては、年齢、性別、排泄回数など様々な使用条件がありますが、成人が約2リットル程度使用したと仮定した場合、約140人が使用できるものとなっております。

4 項めは、町が備える災害時でのトイレ数はについてであります。

町が保有する災害時用備品としてのトイレ数については、令和6年度末時点となりますが、断水時用ポータブルトイレ10個となっており、合わせて排泄時のプライバシー保護の観点からパーソナルテントも購入しております。

また、避難所によっては、和式トイレが所在する施設もあることから、和式トイレの使用に慣れていない方が抵抗感を持たぬよう洋式簡易トイレについても29個整備しております。

5 項めは、下水道や上水道が復旧するまでのトイレ対策を町はどう考えているのかについてであります。

断水時におけるトイレの使用については、汚物が詰まり溢れるなど、衛生面、環境面の問題トイレ控えによる健康被害などの問題など様々な懸念があると認識しております。

町としましては、災害時の断水につきましては、関係部局連携のうえ、1日も早い復旧を目指すとともに、国や北海道による携帯トイレや仮設トイレなどの迅速なプッシュ支援のほか、町で整備している手すり付きポータブルトイレの活用や本年度購入予定のトイレカーの活用などにより断水時における対策に努めてまいります。

6 項めの、トイレ確保計画は作成しているのかについてと、7 項めの、国連等における基準を踏まえ経産省の災害発生に備えて準備するトイレ対策が必要ではないのか、準備が必要なトイレ数の試算はについては、関連がありますので併せてお答えします。

災害時における町独自のトイレ確保計画については、現時点では作成には至

っておりませんが、内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを参考にしながら、災害時におけるトイレの確保と管理等の充実を図ってまいります。

また、災害時に必要なトイレ数については、現在、計画的に整備中の断水時用ポータブルトイレにおいては、災害時における当町の避難想定人数と内閣府のガイドラインの1日5回の排泄回数を基準に試算を行いながら目標数を定め、整備を進めておりますが、こうしたガイドラインの数値のみにとらわれることなく、住民の声やそれぞれの場所や状況に応じた整備もまた重要と考えており、今後も様々な条件、現状に目を向けながら取り組んでまいりたいと考えております。

8項めは、学校の統廃合で地域住民への対策は考えているのかについてであります。

令和8年4月開校の義務教育学校の開校に伴い、廃校となる既存の4校の利活用については、これまで町が考える方向性を大枠の方針として示しており、売却等を基本的な方針としている東小学校を除き、残りの3校については活用を基本としていることから、現時点では、災害や緊急時の避難場所として、現状どおりの活用が可能と考えているところであり、また、仮に大枠の方針どおり売却等により処分する旨を決定した場合においても、周辺の施設で代替が可能と判断している地域もあることから、今後、策定される予定の学校跡地に係る利活用方針との整合性を図りながら、必要に応じて住民への周知を図ってまいります。

なお、来年4月に開校する岩内中央学園については、現時点では指定避難場所の1つとして活用することを想定しており、新たな指定を予定しております。

9項めは、災害時における仮設簡易トイレの設置協力に関する協定書を結んでいるかについてであります。

災害時でのトイレ調達などに関する協定書の締結状況につきましては、これまで民間事業者と仮設トイレの提供を受けるため、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定を2社と締結しているほか、感染症発生、拡大、まん延防止を目的とした災害時における防疫活動業務の協力に関する協定も締結しているところであり、今後も、災害発生時に迅速かつ効果的な対応を可能にするため、民間事業者等との協定締結を取り進めてまいります。

10項めは、災害時のトイレの確保や管理にあたっては、障害者や女性の意見を積極的に取り入れるとともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するよう努めるべきとあるが、こうした対応は考えているのかについてであります。

本町の障害者用トイレの整備につきましては、障害をお持ちの方でも安全に利用できるよう現在、断水時用ポータブルトイレに手すりが付いたタイプを中心に計画的な整備を進めているところであります。さらに、パーソナルテントについても、サイズを大と小の2種類を購入し、大きいサイズのテントにつきましては、車いすの方でも介助者同伴で利用できるよう、また、小さいサイズのテントについては、設置場所を臨機応変に変更することができるため、女性も安心して使用できるトイレの配置も可能と考えており、これらについては、より安心な避難所運営に資するものと判断しておりますが、今後も要配慮者を含む避難者のニーズに寄り添った備品等の整備に努めてまいります。

11項めは、能登半島地震やハザードマップでの津波・大地震の想定を取り入れ防災資機材の確保に力を入れるべきではについてであります。

町としましては、地域防災力の向上のため、岩内町地域防災計画に基づきな

がら、地域防災対策として防災資機材や非常時備蓄品などの整備に努めてきたところであります。

したがいまして、今後においても引き続き実践的な防災訓練を実施するとともに、地域住民の防災意識を高揚するための防災力向上セミナーや役場職員を対象とした防災対応力向上研修会の開催、町内会、自治会向けの防災出前講座等を実施するなど、これらの周知、啓発活動を通じて、防災、減災意識の向上に努めるとともに、計画的な防災資機材の整備を進め、地域住民の安全、安心な暮らしを守る責務を果たしてまいります。

## < 再 質 問 >

成人が約2リットル程度使用と仮定した、140人が使用とトイレの内訳をしました。町が備える災害時トイレ数は、断水時ポータブルトイレ10個と和式トイレに洋式トイレを設置するトイレ29個を整備しているのみです。

これはNHK、災害関連死を防ぐための報道で、平成28年の熊本地震で震度7を2回観測した熊本県益城町の避難所の話が掲載されています。最大で1,500人が避難。体調を崩す人が相次ぎ、災害関連死に認定された人もいました。

運営に携わった支援団体の担当者によると、国のプッシュ型支援で、仮設トイレは地震の翌日届いた。

しかし、多くの人を使うため並ぶ上に、すぐに汚れます。入り口には急な段差があり、しかも和式のトイレでした。このため、高齢者や女性を中心に、トイレに行く回数を減らそうと、水や食事を控える人も多かったということです。このことが、多くの人々の健康状態の悪化につながりました。

研究所が熊本地震の際に協力した調査では、地震発生後に最初にトイレに行きたくなった時間は、3時間以内が39%、4から6時間以内が34%で、全体の7割以上が発災後6時間以内にトイレに行きたいと感じていたと報告されています。

トイレ回数を減らすために水分摂取を控えると、血圧上昇、脱水、免疫力低下などを引き起こし、心筋梗塞、脳梗塞、肺塞栓、誤嚥性肺炎などに繋がるとしてあります。

災害関連死を防ぐトイレ整備は、発生後、数時間がカギと指摘されています。災害関連死を防ぎ、災害時のトイレパニック防止のためのトイレ対策の具体化が急がれると思いませんか。

1日も早い復旧が当然必要と共に、トイレ確保計画が急がれるのではありませんか。

答弁を求めます。

**【答 弁】**

**町 長：**

1項めの、災害関連死を防ぎ、災害時のトイレパニック防止のためのトイレ対策の具体化が急がれると思わないか、と、2項めの、トイレ確保計画が急がれるのではないかについては、関連がありますので、併せてお答えします。

現時点では、災害時における町独自のトイレ確保計画については、作成には至っておりませんが、避難所におけるトイレ確保については重要と考えており、今後も、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを参考にしながら、災害時におけるトイレの確保と管理等の充実に努めてまいります。

いずれにしましても、町としましては、こうしたガイドラインの数値のみにとらわれることなく、住民の声やそれぞれの場所や状況に応じた整備もまた重要と考えており、今後も様々な条件、現状に目を向けながら取り組んでまいりたいと考えております。

### 3 道の大地震・津波被害想定を考慮したら 泊原発再稼働などあり得ない

北海道は6月3日、日本海沿岸でマグニチュード7を超える大地震と津波が発生した場合の被害想定を公表した。

日本海での大地震、津波で後志管内、早期避難率20%の場合、最大で岩内町死者数310名、建物全壊690棟、同条件で泊村410名、全壊160棟、神恵内村520名、全壊360棟、共和町死者0、全壊220棟と公表された。

北電泊原発が立地する4町村などで構成する泊発電所原子力防災会議協議会が2月26日、泊村役場で開かれ、事故の際に高齢者らが一時避難する、放射線防護施設が壊れた場合、その町村内のほかの同施設や他町村の避難所に移動することなどを明文化し、泊発電所周辺地域原子力防災計画の修正を決めている。

岩内町内の同施設への移動とは、具体的にどこを指すのか。他町村への避難所とはどこを指すのか。移動手段はどのように考えているのか。

岩内町の放射線防護施設は5か所、共和町4か所、泊村4か所、神恵内村2か所で、このうち泊・特別養護老人ホーム収容数は84名、老人ホーム103名、共和特別養護老人ホーム135名、岩内介護老人ホーム305名、神恵内介護老人保健施設171名と収容人数はそれぞれですが合計で798名です。

道路・橋梁被害では、共和町・津波浸水域外30か所、橋梁被害10か所、岩内町は津波浸水域外10か所の被害ですから、浸水域は通行不能と考え、道路橋梁被害で道路網はズタズタと、全町的に移動は困難だと考えるのが自然ではありませんか。

その町村内の他の同施設や他町村の避難所への移動は修正計画に明文化しただけで現実的ではないと考えますが、いかがですか。

泊原発3号機の重大事故シミュレーションでは、自然災害で電源が喪失し、冷却機能が喪失、約19分後には炉心損傷、格納容器スプレイに水を送り込むまで最大約49分かかり、炉心の熱で格納容器破損まで約96分です。

複合災害時は、家屋の倒壊、津波からの避難など、まず、命を守る行動が優先とし、PAZ内の要配慮者は陽圧施設へ避難、UPZ5から30キロは屋内退避の準備と決めています。日本海沿岸の地震・津波被害想定で泊村の最大津波高19.3mの到着は12分後です。岩内町は15.5m、13分です。

岩内町建物全壊690棟、共和町220棟、泊村160棟、神恵内村360棟、全壊と合わせて半壊などの被害も当然考えられます。

こうした状況で、家屋や避難施設へ移動、住民が避難することができるかと考えているのですか。

複合災害で、一時避難する放射線防護施設が壊れた場合その町村内のほか、同施設や他町村の避難所に移動することなどを明文化し計画の修正を決めています。他町村への屋内避難などできると考えているところが疑問です。能登半島地震の教訓をしっかりと検証すべきです。

複合災害で、住民は避難することもできず被ばくすることを考えることが必然ではありませんか。小手先の対策では住民を守ることはできません。町長は北海道に対し地震・津波の対策を進める財源への支援を求めるとともに、複合災害では住民を被ばくから守ることはできないと伝える必要があるのではないのか。

2023年10月時点で、被ばくから12年がたち、東京電力福島第1原子力発電所の事故の影響で、福島県には今も居住できない帰還困難区域が、大熊町や双葉町など7市町村の約309平方キロメートルに及ぶ。県内外への避難者は約

26,000人に上ると報道されています。再稼働の地元同意を求められたとき後志町村や北海道全体のことを考えた判断となるのではないのか。

泊発電所周辺地域原子力防災計画では住民を守ることはできません。避難できない計画での原発再稼働は反対です。

町長の所見を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めの、岩内町内の同施設移動は具体的にどこを指すのか、他町村への避難所とはどこを指すのか、移動手段はどのように考えているのかと、2 項めの、浸水域は通行不可と考え道路橋梁被害で道路網はズタズタになり全町的に移動は困難だと考えるのが自然ではないのかについてと、3 項めの、町村内の他の同施設や他町村の避難所に移動は修正計画に明文化しただけで現実的では無いと考えるがについては、関連がありますので、併せてお答えします。

本町の放射線防護施設につきましては、泊発電所周辺地域原子力防災計画に一覧を掲載しておりますが、岩内町役場・保健センター、岩内西小学校、岩内あけぼの学園、介護老人保健施設コミュニティホーム岩内、北海道社会事業協会岩内病院の5カ所となっております。

また、避難が可能な他町村の放射線防護施設につきましては、UPZ内の施設で申し上げますと、20カ所となっております。

原子力災害時における避難道路の確保につきましては、岩内町地域防災計画において地震時に通行を確保すべき道路ネットワークとして、国道、道道、基幹となる町道が指定避難所を拠点として定められております。

また、泊地域の緊急時対応として、岩内町の一時滞在場所となる札幌市までの避難経路としては、国道276号から国道230号を基本避難経路とし、その他複数の避難経路が設定されているところであり、さらには、避難道路が使用できない場合には、陸路以外での避難を優先的に考え、自衛隊や海上保安庁に協力を要請し、ヘリコプターや船の使用も想定しているなど、不測の事態における国の実動組織による各種支援が確実に見込まれ、様々な状況を想定した多岐にわたる避難方法、避難経路が確保されているものと認識しております。

こうした避難経路の確保策を踏まえ、これらの施設への移動手段につきましても、北海道より貸与されている要配慮者搬送用の緊急時防災資機材自動車や本町所有の公用車を持って対応することとしており、それが困難な場合においても、必要に応じて北海道より車両の提供などのサポートが受けられる体制となっております。

4 項めの、泊原発3号機の重大事故シミュレーションと日本海沿岸の地震・津波被害想定で、家屋や避難施設へ移動、住民が避難することができるかと考えているのかと、5 項めの、複合災害では住民は避難することもできず被ばくすると考えることが必然ではないか、小手先の対策では住民を守ることはできないについては、関連がありますので、併せてお答えします。

はじめに、北電の重大事故シミュレーションについては、これまで発生したことがない故障が発生し、本来実施されるべき対策が実施できず、最も短い時間で炉心損傷に至るという非常に厳しい条件を仮定したものでありますが、まずはそうした事態に陥らないよう、様々な自然現象を想定しながら、必要な対策を講じていくことが重要であり、これまでも受電ルートが多様化や冷却水ポンプの多重化、多様化等の安全対策を進めていると伺っておりますが、町としましては、北電に対し、引き続き万全の対策を強く求めてまいります。

次に、複合災害に対する対応についてであります。町では、原子力災害への対策として、国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画に基づいて泊発電所周辺地域原子力防災計画を関係町村と策定しており、本年3月には、情報伝達手段への無人航空機の追加や、避難経路が道路寸断等で通行できない場合、また、北海道が道路の通行状況を把握した上で関係町村と共有し、各町村は安全な通行が可能な経路を住民等に周知することを明文化す

るなど、令和6年能登半島地震を踏まえた複合災害への対策を盛り込んだ修正を行ったところであり、さらに、国が取りまとめた泊地域の緊急時対応においても、複合災害時には、自然災害の種類に応じた避難行動等により町民の安全を確保したのち、緊急事態区分に応じた防護措置を実施することとされております。

こうしたことから、今回公表された地震・津波の災害と原子力災害の複合災害への対応については、現行の防災計画をより実効性のあるものに精度を向上させていくことが必要と考えており、今後も国や道、関係機関などと連携しながら、その都度必要な計画の修正を講じてまいります。

また、この北海道による被害想定公表結果を受け、地震発生後、いかに迅速に避難するかが、人的被害を最小限にとどめることに直結するということから、町としましては、津波発生後、直ちに避難行動を取ることの重要性について、より一層理解が深められる方法での啓発活動を展開していくことが重要であると考えており、今後も引き続き、住民避難訓練や町内会への防災出前講座、地域防災力向上セミナーを開催し、災害は明日発生するかもしれないとの認識のもと、災害に対する日頃からの備えや防災意識の高揚を広く住民の方々と共有するよう取り組んでまいります。

6項めは、町長は北海道に対し地震・津波の対策を進める財源への支援を求めるとともに、複合災害では住民を被ばくから守ることはできないと伝える必要があるのではないかについてであります。

町では、今回の被害想定公表にあたり、北海道に対して今後の市町村の支援策について、検討状況の確認を行ってきているところであります。

北海道からは、現時点では特措法に基づく国庫補助率の嵩上げも含め、新たな支援策は具体化されていないと伺っておりますが、今後も各補助金等、既存制度の活用について、可能性を模索するとともに、併せて国及び北海道に対し、耐震化や防災資機材の整備等、支援策の拡充及び充実について適宜要望してまいります。

また、複合災害への対応については、現行の計画をより実効性のあるものにするため、各関係機関とも十分連携を図りながら、内容の充実、向上に引き続き努めてまいります。

7項めは、再稼働の地元同意を求められたとき後志町村や北海道全体のことを考えた判断となるのではないかについてであります。

現時点では、原子力規制委員会による審査が継続中であり、予断を持って申し上げる状況にありませんが、今後、手続きが進み、具体的な内容が示された場合には、議会議論や町民、地元の経済団体等の意見を踏まえ、適切に判断してまいります。

8項めは、泊発電所周辺地域原子力防災計画では住民を守ることはできない。避難できない計画での原発再稼働は反対だが町長の所見はについてであります。

現行の泊発電所周辺地域原子力防災計画には、能登半島地震による教訓をはじめ、その他複合災害を含む過去の他地域での災害及び事故の教訓を踏まえ、複合災害への対策も盛り込んできており、避難経路についても、複数のルートを想定するなどの対策を講じていることから、避難は可能であるものと考えておりますが、引き続き、関係機関と連携し、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ね、防災計画の実効性の向上に取り組んでまいります。

## < 再 質 問 >

原子力の災害時、防災計画において通行確保の道路ネットワークとして国道、道道、基幹の町道が定められているとしました。

避難道路が使用できない場合、陸路以外での避難を優先的に自衛隊、海上保安庁の協力を要請し各種支援が確実に見込まれ、避難路が確保されると答弁しました。岩内町15.5mの津波で海岸線の住民はどこに避難路があるのですか。

泊発電所周辺地域原子力防災計画の修正前は、避難はバスによる輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるとしていた避難方法を、修正後は、避難は自家用車またはバスにより行うものとし、本部長は、避難が円滑に行われるように道と協力し道路寸断等により自家用車またはバスによる避難が困難になった場合には、必要に応じて防災関係機関に対し航空輸送や海上輸送、鉄道輸送を要請すると修正しています。

能登の被災状況を見てもこの程度の判断です。避難の前提が総崩れです。あれほど、バスが迎えに行くと豪語していたものがバスは来ない、1番先に自家用車で避難してくれ、バスによる避難が困難になったときは、必要に応じて関係機関に要請すると、防災計画を後退させ、寸断された道路を、まずは自家用車で逃げろとした。

能登の被災を見て、自家用車で避難できると本当に思っているのか。被災した住民は、身を寄せるところすらなく避難できません。神社やお寺のお札程度と思っただ方がいいですよと、嘘ぶく規制委員会の審査のあり方が問題ではありませんか。

町長は、神社やお寺のお札程度とっていた方がいいと言う避難計画で住民を守るつもりですか。

規制委員会の山中 伸介委員長は、能登半島地震の状況を踏まえて指針を見直すことは考えていないと述べその上で、自然災害で生じる状況に対し、住民の避難場所や避難経路の確保や対応は、町が策定する地域防災計画の中で各地域の実情に応じ、具体化されると、複合災害でも避難計画には全く関与しない丸投げの規制委員会の姿勢です。

世界一厳しいとされる新規制基準に基づき、適合しているかどうかは、判断するが、住民を守る避難計画など人の命は審査の対象にも入れていません。

こうした住民の安心安全に背を向けた規制委員会の再稼動審査の正式合格など町は認めるべきではありません。

再度、町長の所見を求めます。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めは、岩内町の海岸線の住民はどこに避難路があるのかについてであります。

本町においては、雷電地区刀掛岩付近では最大15.5mの津波が想定されておりますが、町内すべての沿岸部に一律で15.5mの津波が到達するというものではなく、津波による死者数をはじめとした各被害の想定は、町内に複数ある各地点ごとの津波浸水想定に基づいており、野東川河口地点では、5.16mとなっております。

したがいまして、避難所の多くは浸水エリアには入っておらず、避難所までの経路については、一部浸水箇所はあるものの、確保できているものと考えております。

2 項めは、規制委員会の審査のあり方が問題ではないのか、また、町長はそのような避難計画で住民を守るつもりかについてであります。

規制委員会の内部における確認体制等や各委員の発言等については、本町が申し述べる立場にはありませんが、また、新規制基準適合性審査につきましては、原子力災害対策指針の目的である、住民の生命及び身体の安全の確保に沿って、厳正な審査が行われているものと認識しております。

町では、国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画に基づいて、泊発電所周辺地域原子力防災計画を関係町村と策定しており、本年3月には、情報伝達手段への無人航空機の追加や、避難経路が道路寸断等で通行できない場合、また、北海道が道路の通行状況を把握した上で関係町村と共有し、各町村は安全な通行が可能な経路を住民等に周知することを明文化するなど、令和6年能登半島地震を踏まえた複合災害への対策を盛り込んだ修正を行ったところであり、今後につきましても、現行の防災計画をより実効性のあるものに精度を向上させていきたいと考えております。

3 項めは、こうした住民の安心安全に背を向けた規制委員会の再稼働審査の正式合格など町は認めるべきではないと思うが町長の所見は、についてであります。

現行の泊発電所周辺地域原子力防災計画には、能登半島地震による教訓をはじめ、その他複合災害を含む過去の他地域での災害及び事故の教訓を踏まえ、複合災害への対策も盛り込んできており、避難経路についても、複数のルートを想定するなどの対策を講じていることから、避難は可能であるものと考えておりますが、引き続き、関係機関と連携し、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ね、防災計画の実効性の向上に取り組んでまいります。